

## 質問回答書

業務名 豊橋市空家等相談窓口構築及び運営業務

NO.	質問	回答
1	実施要領 8(3)ウ：当社のサービス名称の [REDACTED] は記述してもいいか。	実施要領 8(3)ウに記載のとおり、不可です。
2	実施要領 10(3)：書類は、A4 サイズ・縦長・左綴（2穴）ファイリングにより提出とありますが、一部ヨコ向きでもよろしいでしょうか。業務実施スケジュール（様式 5-2）につきましては、ヨコ向きの方が分かりやすく質問致します。	実施要領 10(3) に記載のとおり、不可です。
3	実施要領 10(3)：郵送方法につきまして、正副合わせて 10 冊ファイリングしますと、サイズの関係で「書留」では送れない可能性がございます。そのため、下記 2 つのどちらかで郵送させて頂きたく、よろしいでしょうか。 ① ゆうパックなど、追跡可能な別手段での送付 ② フラットファイルではなく綴り紐やプラファスナーにて綴じ、書留の送付	ファイリングに使用するファイルはフラットファイルの指定はしておりません。例としてレールクリアホルダーなど厚みが薄いものの使用も可です。実施要領 10(4)のとおり書留郵便に限るため、1 通では納まらない場合は、小分けにして書留で送付することも可です。
4	実施要領 10(3)：部数の指定はあるが、ページ数の指定はないか。	様式 5-1、5-2 は様式にページ数の指定はあります。様式 5-3 については、行の増減は可としますので、1 枚に納まるように努めてください。
5	実施要領 13(1)：オンライン・オフラインについて、どちらの方がいいか。また、プレゼンテーションはプロジェクターへの投影はあるか。投影がない場合提案書の正副 10 部以外に印刷は必要か。	プレゼンテーションはオンライン・オフラインのどちらでも対応可能です。また、プレゼンテーションは提案書に基づいて行っていただくため、提案書を投影するためのプロジェクターの使用は可です。提案書 10 部以外の印刷は不要です。

6	仕様書 5 イ：地元協力事業者の選定にあたって、豊橋市役所様よりご紹介（協定団体等のリストを貸与）していただくことは可能か。	HPに公開しているもの、窓口にて配布しているものについて提供可能です。
7	仕様書 5 ウ：資料の作成や提供は、どういった資料を想定されているか。	広報誌等のイラストや文書の提供を想定しています。
8	仕様書 6：開始前の検査（動作確認及び操作説明）は、オンラインで想定しているが相違ないか。	検査が可能であれば、問題ありません。
9	仕様書 8(2)：システム社内検査報告書とはどういった文書を想定されているか	システムに関して受託者自らが行う検査の内容や結果についての報告書を求めるものです。
10	仕様書 9：明示していない事項については、選定事業者となった際に協議を行う認識であっているか。	認識のとおりです。
11	委託期間は令和 7 年 3 月 31 日になっていますが、どのくらいの年度、継続される事業ですか。また今回、受託できたとしても委託期間が過ぎると継続できず、入札案件になるということですか	令和 7 年 4 月 1 日以降も随意契約により事業を継続していきたいと考えています。
12	今回のWEBサイト運営者と令和 7 年 4 月 1 日から運営する者が違う業者になった場合、使うソフトによって、運用の仕方が難しいのではないかと思います。その点はどのようにお考えですか。	No.11 の回答のとおり考えていますので、質疑のような想定とはならないと考えます。
13	受託者の社名はWEBサイトに掲載されますか。	社名の掲載は可能です。
14	WEBサイトに毎月、保守管理費が発生しますが、次年度からの保守管理費についてはどのようにお考えですか。	次年度以降、事業が継続となった場合は、相談業務費用に保守管理費を含めた契約を考えております。
15	豊橋市役所 HP 空家バンクとのすみわけをどのようにお考えですか。	本プロポーザルの窓口運営は、空家所有者からの様々な相談に応じ、解決の手助けとなる協力事業者のマッチング等を行っていただく業務です。それに対し、空家バンクは市の業務のため別です。
16	協力事業者の選定は原則豊橋市内に業務の拠点を有する者との記載がありますが、受託業者も豊橋市市内に業務の拠点を有する者ですか。	実施要領 2 「プロポーザルに参加する者に必要な資格」に記載のとおりです。

17	業務に関係のないことからの相談（例えば隣家の空き家で困る等）や手に負えない案件（例えば空き家の中にある処分できない残置物）などは受託者の範疇ではない認識で良いですか。その場合は豊橋市役所の対応案件になりますか。	本プロポーザルの窓口運営は、空家所有者からの様々な相談に応じ、解決の手助けとなる協力事業者のマッチング等を行っていただく業務です。そのため、隣家からの相談は今まで通り市で行いますが、残置物を含めた、空家所有者からの相談対応は業務に含まれます。
----	---	---